

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		使用料の減免
根拠法令及び条項		新座市スポーツ施設条例第14条 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
所管部課係名		教育総務部生涯学習スポーツ課スポーツ・青少年係
審査基準	審	規則第12条 条例第14条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところによる。 (1) 市が公用で利用する場合 免除 (2) 公益財団法人新座市スポーツ協会が主催する春季及び秋季大会の行事として利用する場合 免除 (3) 市内小中学校が教育活動として利用する場合 免除 (4) 公共的と認められるもので、市が共催する事業として利用する場合 免除 (5) 公共的と認められるもので、市が後援する事業として利用する場合 2分の1減額 (6) スポーツ施設の設置目的の範囲内の利用で教育委員会が特に必要と認める場合 2分の1減額又は免除
	査	1 使用料の減免は、規則第12条に定めるところによる。 2 次の場合は、使用料を減免しない。 (1) 利用申請と同時に減免申請をしないとき。 (2) 減免理由欄に減免理由が明記されていないとき。 (3) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。 (4) その他上記(1)～(3)に準じると認められるとき。
	基	標準 (未設定の場合はその理由)
	準	参考事項
設定等年月日		平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）